

観音寺市障害者支援施設等受注団体認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者（以下「認定団体」という。）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 認定を受けようとする者は、障害者支援施設等受注団体認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定)

第3条 市長は、前条の規定による認定申請書が提出されたときは、地方自治法施行規則第12条の2の3第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、次の各号の全てに該当する者を認定団体として認定する。

- (1) 適切に業務を遂行する能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団等に該当していないこと。
- (4) 観音寺市の市税を滞納していないこと。
- (5) 適正な人員配置がなされているなど、事業所としての体制を備えていること。
- (6) 障害者の自立の促進に資することを目的として、障害者の就労機会の確保等の活動を実施していること。

2 市長は、前項の規定により認定団体を認定したときは、障害者支援施設等受注団体認定通知書（様式第2号）により通知するとともに、これを公表する。

(認定の取消し)

第4条 市長は、認定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、その認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により、前条第1項の認定を受けたと認められるとき。
- (3) 重大な法律違反等不正な行為があると認められるとき。

(報告)

第5条 市長は、必要があると認めたときは、認定団体に対して報告を求めることができる。

(庶務)

第6条 この要綱に関する事務は、観音寺市健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

障害者支援施設等受注団体認定申請書

年 月 日

観音寺市長 様

所在地

団体名

代表者 職・氏名

印

連絡先

所属名

担当者氏名

電話番号

観音寺市障害者支援施設等受注団体認定要綱第2条の規定に基づき、障害者支援施設等に準ずる者としての認定を受けたいので申請します。

なお、観音寺市障害者支援施設等受注団体認定要綱第3条第1項各号の全てに該当すること及びこの申請書類等に記載の事項は、事実と相違ないことを確約します。

（添付書類）

- （1）別紙
- （2）定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し
- （3）直近の事業年度の決算関係書類
- （4）観音寺市の市税（全ての税目）に滞納がないことを証する書類

(別紙) 事業所の体制及び障害者の就労機会のための活動等の状況

項 目	内 容
人員体制	
障害者の就労機 会の確保等の活 動の実績	
業務を行うに当 たったの方針・考 え方	
参考事項	

※事業所の平面図（面積が分かるもの）を添付してください。

様式第2号（第3条関係）

障害者支援施設等受注団体認定通知書

年 月 日

様

観音寺市長

観音寺市障害者支援施設等受注団体認定要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり貴団体を障害者支援施設等受注団体として認定します。

記

認定の条件